

小・中学校における『キャリア・パスポート』の作成及び活用について

福島県教育委員会

1 『キャリア・パスポート』の目的

小・中・高等学校及び特別支援学校における学習指導要領の特別活動において、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と明示されており、この「活動を記録し蓄積する教材等」を『キャリア・パスポート』と呼ぶことが示された。また、『キャリア・パスポート』の目的も以下のように整理された。

小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐもの。

教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの。

(文部科学省『キャリア・パスポート』の様式例と指導上の留意事項)より抜粋)

『キャリア・パスポート』の作成及び活用については、各市町村教育委員会及び各学校の実態に応じて幅を持たせるものとするが、学習指導要領に示されている内容であり、必ず作成し活用するものである。

2 作成及び活用の方針

以上の目的を踏まえて、県内の小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）における『キャリア・パスポート』について、児童生徒の発達段階を踏まえながら系統的・継続的に作成及び活用することによって、児童生徒自身が小学校から中学校までの9年間を振り返りながら、自己の将来の生き方や就きたい職業を考えることができるようにする。

また、キャリア教育の視点から、次の4つの基礎的・汎用的能力を共通項目として盛り込みながら、児童生徒の発達段階を踏まえた構成となるようにする。

- ① 人間関係形成・社会形成能力
- ② 自己理解・自己管理能力
- ③ 課題対応能力
- ④ キャリアプランニング能力

さらに、高等学校に進学する県内の中学生全員が、小・中学校9年間で蓄積した『キャリア・パスポート』を高等学校へ持ち上げることによって、小・中・高等学校を貫くキャリア教育を推進する。

各市町村教育委員会または同一中学校区内の各学校において、作成及び活用について共通理解を図ることとする。

なお、各市町村教育委員会等において、『キャリア・パスポート』にあたるものを作成（既存のものも含む。）している場合は、上記の目的を達成できれば、それを使用して構わない。また、『キャリア・パスポート』という名称についても、統一するものではない。

3 作成上の留意事項

- (1) 小・中学校において、児童生徒によるまとめや学習シート、配付物等を蓄積して『キャリア・パスポート』を作成する。その際、各教科や外国語活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等において、今までに各学校で独自に作成している学習シート等を使用することで、負担過剰とならないよう配慮する。
- (2) 作成の際の参考となるよう、県教育委員会で作成した学習シート例（各学年2枚程度）を、義務教育課のホームページに掲載する。別添の『キャリア・パスポート』例示資料等について」（文部科学省）とあわせて、必要に応じて使用してもよい。なお、データはすべて Word 形式であり、学校等の実態に応じて様式を変更してもよい。
- (3) 児童生徒が記録する日常の記録や作文等は、『キャリア・パスポート』を作成する上での基礎資料となるが、そのまま蓄積するのではなく、その基礎資料を基に学期、学年もしくは入学から卒業等の中・長期的な振り返りと見通しができる内容とする。
- (4) 成功体験のみを残すのではなく、自分の思うようにいかなかったことから何を学んだのかという視点も大切にする。
- (5) 大人（家族や教師、地域住民等）が対話的にかかわることができるものとするが、負担過剰とならないように十分に配慮する。
- (6) 小学校入学から高等学校卒業までの記録を蓄積する前提として、各学習シートはA4判（両面使用可）を基本とし、各学年での蓄積は5枚以内とすることが望ましい。

4 活用上の留意事項

- (1) 『キャリア・パスポート』については、児童生徒や学校の実態に応じて活用の仕方を工夫し、児童生徒に指導のねらいを説明した上で計画的に活用していく。
- (2) 進級時には、次の学年に『キャリア・パスポート』を持ち上げるようにし、継続的に活用していく。
- (3) 小学校卒業時には、中学校に『キャリア・パスポート』を持ち上げるようにし、校種間を貫いて活用できるようにする。各市町村教育委員会や各学校で作成しているものを使用した場合も、同様に持ち上げるようにする。
- (4) 中学校卒業時には、学級活動等の時間を活用し、小・中学校で作成した『キャリア・パスポート』を基に義務教育9年間を振り返り、県教育委員会で作成した別添の学習シート例（A4判両面）等を使用し、まとめる。また、小・中学校で作成した『キャリア・パスポート』については、生徒を通じて家庭に返す。
- (5) 高等学校に進学する場合には、小・中学校で作成した『キャリア・パスポート』を、生徒自身が進学先の高等学校からの指示に従い、持ち上げるようにする。

5 その他の留意事項

詳細等については、各校種における学習指導要領及び「『キャリア・パスポート』の様式例と指導上の留意事項」（文部科学省）を参考とする。

なお、『キャリア・パスポート』に関する先進的な実践を行っている市町村教育委員会や学校の取組について、今後義務教育課のホームページ等で発信していく予定である。